

入 札 公 告

福島県指定難病医療費受給者証の更新案内に係る印刷、封入封緘及び発送等に関する業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年5月21日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県指定難病医療費受給者証の更新案内に係る印刷、封入封緘及び発送等業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書、契約書（案）及び仕様書による。
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和7年8月5日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (4) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (8) 印刷所など本業務が可能な施設を県北地域に有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に、必要な書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 令和7年5月21日（水）から令和7年5月28日（水）までの午前9時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (2) 提出場所 郵便番号 960-8670
福島県福島市杉妻町2番16号
福島県障がい福祉課（電話番号 024-521-7237）
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年6月4日（水）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、3の（2）に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書等の交付は上記で行うほか福島県ホームページにおいて公開する。

5 入札書の提出について

- (1) 入札者は、所定の日時及び場所に持参又は郵送にて入札書を提出すること。持参により入札をする場合は、6の（1）の日時までに6（2）の場所に入札書に必要とする事項を記載し持参すること。郵便により入札をする場合は、入札書に必要とする事項を記載し、令和7年6月4日（水）午後5時15分までに、3の（2）に掲げる場所へ一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。
- (2) 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (3) 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (4) 中封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。
- ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）
- イ 「指定難病医療費受給者証の更新案内に係る印刷、封入封緘及び発送等に関する業務」
- ウ 開札日 令和7年6月5日（木）
- (5) 外封筒には、入札書を入れた中封筒と一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し及び入札保証金を納付する者は納付した領収書を入れ、表に上記（4）の必要事項、担当者連絡先、入札書在中の旨を記載すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年6月5日（木）午後1時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎7階717会議室
（福島県福島市杉妻町2番16号）

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第2号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 入札方法 入札書には、定難病医療費受給者証の更新案内に係る印刷、封入封緘及び発送等に関する業務の実施期間に係る全体額を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(福島県障がい福祉課)